

取引や証明用に使用するはかりは、2年に1度の検査が必要です。
必ず受検しましょう。

- 日 時＝7月5日（火）午前10時30分～午後3時
- 場 所＝朝日町役場 駐車場
- 手数料＝検査手数料は、種類や能力によって異なります。
支払いは、現金のみです。

【検査対象の計量器】

- ① 商店・露店などの商品売買用
- ② 病院・薬局などの調剤用
- ③ 病院・学校などの体重測定用
- ④ 生産者の生産物販売・出荷用
- ⑤ 工場・事業所などの材料購入・製品販売用
- ⑥ 農協・漁協などの物資集荷・出荷用
- ⑦ 運送・宅配業などの貨物運賃算出用

問い合わせ先 三重県計量検定所 059-223-5071
産業振興課まちづくり推進室 377-5663

はかりの
検査を
受けましょう

6月は危険物安全管理強調月間です

推進標語 「危険物 無事故のゴールは 譲れない」

消防本部では6月を危険物安全管理強調月間とし、危険物による火災や事故を防ぐための運動を展開しています。

～ガソリン等を容器で購入するみなさまへ

1. ガソリンの危険性について

ガソリンは、揮発性が高く蒸気は空気よりも重いため、くぼみ等に溜まりやすく離れたところにある火源（ライター等の裸火・静電気など）によって火が着く可能性があります。さらに一度火が着くと爆発的に燃焼し、大規模な火災となる危険性があります。

2. ガソリンを容器で購入するみなさまへ

- (1) 必ず消防法令の基準に適合した容器に詰め替えて購入してください。



- (2) 灯油用プラスチック容器でガソリンを購入することはできません。
(3) 乗用車の車内に持ち込んでガソリンを運搬する場合は、消防法令の基準に適合した容器でかつ22リットルまでしか運搬することはできません。

問い合わせ：四日市市消防本部予防保安課 059-356-2019